

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の推進等について

- ・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県  
づくり条例」について ..... 3 頁
- ・ 県関係相談窓口への相談件数（平成 29 年度） ..... 1 1 頁
- ・ 相談事例等 ..... 1 2 頁
- ・ 市町における職員対応要領の策定、相談窓口、地域協議会の  
設置状況 ..... 3 4 頁



「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」について

- 1 公布日 平成 30 年 6 月 29 日  
施行日 平成 30 年 10 月 1 日

**平成 30 年 10 月 1 日からの施行部分は、第 1 条から第 16 条**

- ①障がいを理由とする差別の禁止（第 10 条、第 11 条）
- ②社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備（第 14 条）
- ③相談に関する規定（ただし相談員設置規定は平成 31 年 4 月 1 日施行）（第 16 条）など。

ただし、以下については、それぞれで定める日より施行

**（1）公布の日より施行**

- ①県は、障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする（第 32 条）
- ②財政上の措置（第 34 条）及び規則への委任（第 35 条）
- ③相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任等のために必要な準備行為（附則第 2 項）

**（2）平成 31 年 4 月 1 日より施行**

- ①県における相談員の設置（第 17 条）
- ②助言及びあっせんについて（第 18 条～第 23 条）
- ③三重県障がい者差別解消調整委員会の設置・運営（第 24 条）
- ④障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進（人材育成、教育、就労支援、情報バリアフリー、災害時支援、投票時支援、啓発）（第 25 条～第 31 条）
- ⑤障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づく三重県障がい者差別解消支援協議会の設置・運営（第 33 条）
- ⑥助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例（附則第 3 項）

※ なお、条例の施行後おおむね 3 年ごとに、条例の施行状況、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討し、その結果に基づく必要な措置を講ずることと規定（附則第 4 項）。

## 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の概要

### ○条例の主な特徴

- ①障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- ②障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策を規定
- ③「合理的な配慮」について、その内容及び基本的な考え方を明確化
- ④障がい者などの参加を確保（意見聴取・協議会の活用）
- ⑤障害者基本法等に基づく施策との一体的な運用を明確化

### 【第1 総則】

《目的》「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指す。

→共生社会の実現に向けた施策（障がい者差別の解消+障がい者の自立・社会参加の支援等）に関し、基本理念、県の責務等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進

#### 《基本理念》

- ①共生社会の実現の理念として、障害者基本法の3つの理念を旨とすること、合理的な配慮の考え方及び関係者の意見の聴取・尊重について規定
- ②「障がい者差別解消の推進に関する施策」及び「障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策」の基本方針を規定

#### 《責務・役割等》

- ①県の責務、事業者・県民の役割を規定
- ②県は、国、市町、関係機関、関係団体、事業者等と連携協力する。

#### 《障害者計画の策定に関する方針》

- 障害者基本法その他関係法令の理念を踏まえて障害者計画を策定

### 【第2 障がいを理由とする差別の禁止等】

#### ア 差別の禁止

- ①不当な差別的取扱いの禁止  
県等・事業者 → 法的義務
- ②合理的な配慮の提供  
県等 → 法的義務  
事業者 → 努力義務

#### イ 差別解消の措置

- ①県等の職員対応要領の作成の義務化
- ②不当な差別的取扱い等の事例の具体化
- ③事前的改善措置
- ④合理的な配慮の提供に関する事業者への支援

### 【第3 差別解消のための体制】

#### ア 相談体制

- ①担当部局の窓口と相談員による相談体制を整備  
(主な業務)  
助言、調査、関係者間の調整
- ②差別事案以外の事案にも一定の対応

#### イ 紛争解決を図る体制

- ①相談対応での解決が困難な事案について、助言・あっせんの手続きを整備（知事が第三者機関に諮問しつつ行う）
- ②事業者等が助言・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。

### 【第4 障がい者の自立・社会参加の支援等】

- ①障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援
- ②教育の推進
- ③就労の支援に係る情報の共有等
- ④情報の利用におけるバリアフリー化等
- ⑤災害時等における支援
- ⑥選挙等における投票の支援
- ⑦啓発活動

### 【第5 施策の推進】

#### ア 共生社会の実現に向けた施策の計画

- ①障害者計画において定め、障害者基本法等による施策と一体的に推進
- ②三重県障害者施策推進協議会において、計画の策定・実施状況の監視を行う。

#### イ 差別解消の推進体制

- ①三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化
- ②三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例等の共有・検証、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。

### 【附則】

#### 《施行期日》

- 平成30年10月1日（一部を除く。）

#### 《条例の施行後の検討》

- 条例施行後おおむね3年ごとに検討

## 2 概要（障害者差別解消法との違いなど、条例の特徴）と対応方針

### 条例前文

平成十八年十二月、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者の権利に関する条約が採択され、我が国は、平成二十六年一月に同条約を締結した。

障害者の権利に関する条約は、「障がい者、機能障がい者等を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」という社会モデルの考え方を基本としている。また、同条約は、合理的配慮の否定を含めたあらゆる形態の差別を障がいに基づく差別とし、この差別を撤廃するための措置をとることを定めるとともに、合理的配慮とは、障がい者の人権と基本的自由の享有を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であり、恩恵的に施されるものではないことを明らかにした。

これらの画期的な考え方をはじめとする障害者の権利に関する条約の理念を実現するため、政府は、関係する法律の整備などを行っており、三重県においても、これらを踏まえ、障がい者の権利を守るための取組を進めているところである。

しかしながら、今なお、障がい者に対する理解や、障がい者との対話を通じて社会的障壁を認識し、除去することの重要性に対する理解が十分に深まっておらず、障がい者はもとより、その家族も様々な偏見や差別に直面し、苦悩している。また、障がい者とその家族は、障がい者が自らの選択に基づき、地域において自立し、社会参加することについて不安を抱えている現状がある。

このような状況を踏まえ、県民が互いに支え合い、社会全体で常に障がい者との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図らなければならない。我々は、このような取組を進めることによって、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加し、活躍できることが、県民一人ひとりの幸福の実現につながるものと確信している。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくりは、県民一人ひとりの理想であり、果たすべき使命である。

ここに、我々は、このような三重県づくりに向けた「未来への新たな一歩」を踏み出し、共生社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一段落では、障害者権利条約の成立と我が国の締結の状況に触れ、障がい者の権利を守るための取組の進展を明らかにしている。

第二段落では、障害者権利条約が採用した考え方のうち、特に重要とされる障がいの「社会モデル」と差別の禁止（合理的配慮の否定を含む。）の考え方を示している。

第三段落では、この条約に基づく国内法の整備等の状況や三重県における取組の状況を明らかにしている。

第四段落では、障がい者差別解消条例策定調査特別委員会における調査結果等を踏まえ、障がい者を取り巻く現状と課題を示し、条例の制定の必要性を明らかにしている。

第五段落では、第四段落で示した状況を踏まえ、この条例で取り組む事項の要点を明らかにしている。

## 第2条（定義）

### （1）第1号関係

障がい者の定義については、障害者基本法及び障害者差別解消法の「障害者」と同一の概念による。

条例と法の定義の違いは、

- ①「障がい」の定義に「高次脳機能障がい」と「難病に起因する障がい」を追加。
- ②日常生活等の制約に関し、「断続的」を追加

※追加部分は、障害者基本法等の解釈上認められているものであるため、明示しなくても解釈で対応することができるが、誰にでも分かりやすい条文をめざすために、これらを明示している。

### （2）第3号関係

「合理的な配慮」が、障害者権利条約において採用されている障がいの「社会モデル」の考え方に基づくものであることを明確にするため、定義を行い、その内容を確認している。

## 第3条（基本理念）

第2項において、合理的な配慮を行うにあたっての基本的な考え方として、

①差別を回避するための措置であり、

②障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であること

を明らかにすることで、合理的な配慮は「恩恵的」に行われるものではないことをより明確化。

（条例前文においても、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」ことを明記。）

## 第4条（基本理念）

第1項第3号において、建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを明確化。

## 第5条（県の責務）及び第14条（環境の整備）

第5条第2項においては、県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備を行うべきことを規定。

第14条においては、行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示の有無にかかわらず、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修などの環境の整備に努めることと規定。

第 10 条（行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止）

第 11 条（事業者における障がいを理由とする差別の禁止）

次のとおり法の文言から変更をすることで、合理的な配慮の提供が、差別の禁止と表裏の関係にあり、差別的な扱いをすることを回避するための措置にほかならないという趣旨をより明確に表現。

（法第 7 条第 2 項）

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（条例第 10 条第 2 項）

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

法的義務、努力義務の考え方については、以下のとおり、法律と同様の考え方としている。

・ 不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等 → 法的義務（条例第 10 条第 1 項、法律第 7 条第 1 項）

事業者 → 法的義務（条例第 11 条第 1 項、法律第 8 条第 1 項）

・ 合理的な配慮の提供

行政機関等 → 法的義務（条例第 10 条第 2 項、法律第 7 条第 2 項）

事業者 → 努力義務（条例第 11 条第 2 項、法律第 8 条第 2 項）

※対応方針

合理的な配慮の提供や環境の整備等における県の役割を果たしていくと共に、条例の理念・特徴（障害者差別解消法に対する、条例による上乘せや横出しの内容を中心として）等について、県民への周知広報に取り組む。

## 第12条（県等の地方公共団体等職員対応要領）

法律では、地方公共団体と地方独立行政法人は、作成について努力義務となっているが、本条例では作成を義務化。

### ※対応方針

作成済み。（対象は、県及び県が設立した地方独立行政法人の三重県立看護大学）  
なお、県が設立した地方独立行政法人の三重県立総合医療センターは、公営企業型地方独立行政法人のため、本条例上は「事業者」の扱い。（第2条第5号）

## 第13条（不当な差別的取扱い等の事例の具体化）

相談事例等を踏まえて、不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る。

### ※対応方針

相談窓口等における実際の具体的な相談事例の蓄積を図り、三重県障がい者差別解消支援協議会等を通じて、具体化した事例の公表に取り組む。

## **【相談体制】（第16条～第17条）**

### 第17条（県における相談員の設置）

県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

#### （1）対象事案

条例に規定する差別事案（不当な差別的取扱い、合理的な配慮の不提供）

#### （2）資格

障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから知事が任命。

#### （3）相談員の業務

①市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整を行うこと。

②関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

③法律に基づいて市町が応じた、障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するための助言。

### ※対応方針

県の相談窓口には専門相談員を設置し、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談（助言・あっせん手続きの対象となる事案の振り分け等を含む。）に応じる。



**【紛争の解決を図るための体制】（第 18 条～第 24 条）**

**第 18 条（助言及びあっせんの申立て）**

差別事案の紛争解決（助言・あっせん）の申立てについて規定。

障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、相談を経ても差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

**第 19 条（助言及びあっせん）**

助言・あっせんの手続きについて規定。

第 2 項…知事による事実関係の調査

第 3 項、第 4 項…第三者機関（三重県障がい者差別解消調整委員会）への諮問

**第 24 条（三重県障がい者差別解消調整委員会）**

知事が必要に応じて第三者機関に諮問しながら助言・あっせんを行う。

第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置・運営。

委員は、10 人以内で組織し、任期は 2 年、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者などから知事が任命。

**※対応方針**

助言・あっせんにあたり、知事の諮問に応じて調査審議を行う第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、申立てに対して適切に対応していく。

**【障がい者の自立及び社会参加の支援等のための県の施策】（第 25 条～第 31 条）**

**第 25 条（障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援）**

障害福祉サービス事業に従事する人材育成に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

**第 26 条（教育）**

インクルーシブ教育の推進、関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずる。

**第 27 条（就労の支援に係る情報の共有等）**

障がい者の就労機会の確保、拡大、就労継続についての関係者間の緊密な連携による情報共有等を図る。

**第 28 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）**

点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努めるものとする。

県政に関する情報をインターネット等により提供する場合において、平易な表現を用いるなどの措置を講ずる。

障がい者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第 29 条（災害時等における支援）

指定避難所において、障がい者の良好な生活環境の確保のために、市町に対する情報の提供などの支援を実施するよう努めるものとする。

障がい者の避難が適切に行われるよう、市町に対する情報の提供などの支援を実施するよう努めるものとする。

#### 第 30 条（選挙等における投票の支援）

点字投票等の制度の周知、その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。

#### 第 31 条（啓発活動）

差別的取扱いの防止等や合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報。

障がい者が自らの権利について理解を深め、その権利を行使するために必要な知識を習得することができるようにするための啓発。

障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に関する意識の啓発。

県民による障がい者の自立及び社会参加への主体的な支援が円滑になされるよう、当該支援の重要性に関する意識の啓発、取組及び制度の周知。

#### ※対応方針

これらの、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための県施策の取組状況について、進捗管理に取り組む。

#### 第 33 条（三重県障がい者差別解消支援協議会）

法第 17 条第 1 項での任意設置協議会を、本条例で設置義務化。

関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者などから知事が任命。

差別事案の処理状況の検証、その結果の周知も行う。

#### ※対応方針

設置済み。相談事例の共有による障がい者差別解消に向けた取組の推進、相談や助言・あっせんの処理状況の検証や結果の周知などに取り組む。

## 県関係相談窓口への相談件数【平成 29 年度】

### 1 相談件数

(参考)

| 相談窓口 | 県障がい福祉課及び<br>県障害者相談支援センター | 県教育<br>委員会 | 県警察<br>本部 | 29 年度<br>計 | 28 年度<br>計 |
|------|---------------------------|------------|-----------|------------|------------|
| 件数   | 16                        | 2          | 2         | 19         | 19         |

※県障がい福祉課及び県障害者相談支援センター 16 件の中に、県教育委員会のうち 1 件が重複しています。

### 2 相談種別

| 相談種別      | 件数                        |            |           | 29 年度<br>計 | 28 年度<br>計 |
|-----------|---------------------------|------------|-----------|------------|------------|
|           | 県障がい福祉課及び<br>県障害者相談支援センター | 県教育<br>委員会 | 県警察<br>本部 |            |            |
| 行政機関<br>等 | 不当な差別的取扱い                 |            |           |            |            |
|           | 合理的配慮の提供                  | 1          | 1         | 2          | 2          |
|           | 環境の整備                     | 1          |           | 1          | 2          |
| 事業者       | 不当な差別的取扱い                 | 3          |           | 3          | 2          |
|           | 合理的配慮の提供                  | 1          |           | 1          |            |
|           | 環境の整備                     | 1          |           | 1          |            |
| 雇用        | 1                         |            |           | 1          | 2          |
| 意見・苦情     | 5                         | 1          |           | 5          | 9          |
| その他       | 3                         |            | 1         | 4          | 3          |
| 合計        | 16                        | 2          | 2         | 19         | 19         |

## 相談事例等（平成 29 年 10 月から 30 年 3 月まで）

※平成 30 年 8 月 10 日開催の第 5 回三重県障がい者差別解消支援協議会資料

### ●行政機関等に関わる相談事例等 （「合理的配慮の提供」に関する相談事例等）

#### 【事例 1】

- 相談を受けた機関等  
市町教育委員会
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
視覚障がい（10 歳未満）
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
教育委員会に設置されている就学支援委員会を通じて、保護者より特別支援学級【弱視】の開設要望があった。
  - ii 結果に至るまでの経過  
就学前から、関係する支援機関からの助言もいただきながら必要な対応を検討していった。弱視学級は開設には至らなかったため、それに代わる必要な調整として、生活支援員を配置することで対応するとともに、学習にあたって必要な拡大教科書、単眼鏡（焦点調整式）、また書見台等を準備した。  
本児の登下校についても配慮しており、NPO 法人アイパートナーとの連携のもと、通学路を一緒に歩いてみる等の取組を行っている。  
また、小児慢性特定疾患である眼皮膚白皮症により、日焼けに対する配慮が必要であるため、体育の時間、運動会等の外行事の際には、日陰をつくったり、見学しやすいようスペースの確保等に配慮している。
  - iii 結果（解決した内容）  
保護者からの要望であった特別支援学級【弱視】の開設には至らなかったが、それを補う細やかな関わりを行うことにより、保護者の安心を得ることが出来ている。

## 【事例 2】

- 相談を受けた機関等  
市町教育委員会
  
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
発達障がい（10代）
  
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
発達課題の背景に文字の見え方に特徴があることがわかり、通常の教科書から文字が大きい教科書(拡大教科書)に変更してもらえないだろうか？との対応について保護者から相談があった。
  
  - ii 結果に至るまでの経過  
本児は、発達課題により、通級指導教室(言葉の教室)に通っており、母も、通級から本児に合った指導のあり方を学んでいた。その中で福祉担当課に対して相談があった後、学校教育課にその内容を繋ぎ、早い段階で、拡大教科書の見本を取り寄せてもらえたことで、本児にあった文字サイズの教科書を準備することが可能となった。
  
  - iii 結果（解決した内容）  
発達の課題で文字の見え方に特徴があるため、拡大教科書を用いる対応を行うこととした。以前は教科書の見づらさから、学習面において困難さを感じていたが、拡大教科書を用いることにより、授業がより理解しやすくなり、学ぶことの楽しさを感じられているとのことである。

## 【事例 3】

- 相談を受けた機関等  
市町障がい福祉担当課
  
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
精神障がい（40代）
  
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
精神疾患を持っていることから、相談を受けるにあたって、事務所内に入ることができないという困難さがあり、窓口において、担当者を窓口まで呼んで欲しいと声をかけたところ、「中に入って行ってください」と言われ、呼んでもらえなかった。

ii 結果に至るまでの経過

窓口職員（外部委託の職員によるローテーション）に対して、相談者に対する必要かつ合理的な配慮に関する全員への周知が徹底されていなかったことが原因であり、改善に向けて窓口職員全員に説明を行い、認識の共有を図った。

iii 結果（解決した内容）

相談日程及び相談者に対する必要かつ合理的な配慮について、窓口職員への事前共有を徹底し、前もって、相談者への必要な合理的配慮について認識の共有を図って対応している。

【事例 4】

- 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

- 障がいの種別（障がい者の年代）  
肢体不自由（30代）

○ 本事例の概要

i 障がい者（側）からの申出

市民講座に参加を希望されている方から申込みがあったが、エレベーターのない施設の2階を会場としていたことから、障がい者の参加における配慮の不足について人権教育担当課に相談があった。

ii 結果に至るまでの経過

人権教育担当課から市民講座の事業担当課に対して相談内容について連絡し、相談者に説明の上で、会場を1階に変更した。

iii 結果（解決した内容）

相談者は、希望の市民講座を受講することができた。また、今後、市民の方を対象とする研修会等の実施にあたって、事業の企画・運営を行う担当職員に対してあらためて注意喚起を行った。

●行政機関等に関わる相談事例等  
（「環境の整備」に関する相談事例等）

【事例5】

○ 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

○ 障がいの種別（障がい者の年代）  
聴覚・言語障がい及び肢体不自由（10歳未満）

○ 本事例の概要

i 障がい者（側）からの申出

特別支援学級【肢体】の開設にあたり、教育委員会に設置されている就学支援委員会での就学相談を通じて、就学予定児童にとって就学時に必要な環境について、事前に学校側と対話を行った。

ii 結果に至るまでの経過

本ケースの校区は、本来、北小学校区であったが、校内でのスムーズな移動等、ケースが持つ課題に対し、よりよい対応を考慮し、南小学校区への校区外通学を認めることとなった。学校の選定にあたっては、保護者・担当課の見学・話し合いを重ね、納得の上での決定となった。

教育委員会担当課と福祉担当課が連携して、車いすに合わせた教室机等の準備を行うとともに、授業中、先生の声拾いやすいように、FM型補聴援助システム送受信機での対応を行うにあたり、保護者と学校とで機器購入の調整を行い、事前に準備した。また、入学前の学校見学から、多目的トイレに手摺が必要であることがわかり、設置に向けての環境整備を行うことができた。

iii 結果（解決した内容）

対象児童は、学校生活を順調に楽しく過ごすことができている。

## 【事例6】

- 相談を受けた機関等  
市町障がい福祉担当課
  
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
視覚障がい（70歳以上）
  
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
公共施設内に設置されている点字ブロックについて、途中までの中途半端な設置となっている箇所がある。
  
  - ii 結果に至るまでの経過  
指摘をもらった現場の確認。
  
  - iii 結果（解決した内容）  
不備のある部分について、修繕対応することとし、本年度予算で対応する予定である。



●事業者に関わる相談事例等  
(「不当な差別的取扱い」に関する相談事例等)

【事例7】

○ 相談を受けた機関等  
三重県障がい福祉課

○ 障がいの種別 (障がい者の年代)  
視覚障がい (不明)

○ 本事例の概要

i 障がい者 (側) からの申出

県内のあるタクシー乗り場において、盲導犬ユーザーである相談者が盲導犬同伴でタクシーに乗車しようとしたところ、乗車を断られ、利用することができなかった (2件、相談者は別で場所も異なる)。

ii 結果に至るまでの経過

相談者の意向としては、乗車を断った車両を特定するということを求めるのではなく、むしろ、このような事案が今でもあることを関係者に認識してもらいたいということと、その上で、業界に対して、現場の最前線で勤務されている方々の間での盲導犬についての正確な理解を広げてもらいたい、ということであった。

県としては、まず、業界の関係団体に対して今回の事案が発生したことを伝え、業界の方々に盲導犬を含む補助犬についての正確な理解が行き届くよう関係団体に依頼するべく、道路運送法を所管する国の関係部署と協議を行い、協力を求めた。

iii 結果 (解決した内容)

県、国とで業界団体に面談し、今回の事案について伝えるとともに、身体障害者補助犬法では、電車・バス・タクシー等の公共交通機関事業者等は、身体障がい者が補助犬 (盲導犬、介助犬及び聴導犬) を同伴して公共交通機関を利用しようとする場合には、補助犬の同伴を拒むことができない旨について説明を行い、業界団体からは、講習会などでの周知等、業界内での周知徹底に取り組んでいかれる旨の申し出があった。障がい福祉課長名で業界団体あてに通知を発出し、盲導犬をはじめとした補助犬に対する正確な理解の周知を図るよう依頼した。

●事業者に関わる相談事例等  
（「合理的配慮の提供」に関する相談事例等）

【事例8】

- 相談を受けた機関等  
市町障がい福祉担当課
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
肢体不自由（不明）
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
セルフサービスのガソリンスタンドにおいて店員による給油を依頼。
  - ii 結果に至るまでの経過  
セルフサービススタンドであることについて丁寧に説明。
  - iii 結果（解決した内容）  
説明により了解いただいたうえで、近隣のフルサービススタンドに誘導対応を行った。今回のケースを契機として、今後、このようなケースでの対応について、どういったことができるのか検討が必要と考えている。

●その他の相談事例（他の相談窓口との連携）

【事例9】

- 相談を受けた機関等  
三重県障がい福祉課
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
視覚障がい（不明）
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
従業員の健康診断をある医療機関に申し込んだ際、視覚障がい者の従業員についてのみ、検査の受け入れについて回答が保留となった。
  - ii 結果に至るまでの経過  
医療機関の検診行為に関する相談でもあることから、庁内他課の医療相談に

関する専門窓口と連携することとし、相談者の相談内容を詳細に伝えた上で、まずは当該窓口に繋ぐ対応をとった。

医療相談窓口においては、相談者の方の相談内容に傾聴し、視覚障がい者の方と医療機関との対話も行われていることから、もし今後なされる医療機関の回答が納得いかないものである場合は、再度ご連絡いただければ中立的な立場として相談に応じます、との対応をとった。

### iii 結果（解決した内容）

その後は、県として調整の対応をとることなく、相談者側と医療機関側との間のやりとりの結果として、医療機関は視覚障がい者の方の検査を他の従業員と同様に受け入れた。

## 相談事例等

※平成 28 年度から 29 年度に開催の、第 2 回から第 4 回三重県障がい者差別解消支援協議会資料からの抜粋

### ●行政機関等に関わる相談事例等

(「合理的配慮の提供」に関する相談事例等)

#### 【事例 1】

○ 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

○ 障がいの種別 (障がい者の年代)  
視覚障がい (50 代)

○ 本事例の概要

##### i 障がい者 (側) からの申出

相談者から、「公民館講座を受講したい。今まで家族に止められ、あまり外出の機会がなかった。この際やってみたいと思うが、どこまでできるか不安である。公民館までは、タクシーなどで来るつもりでいる。」等の相談がなされた。公民館としてどんな対応ができるか検討を行った。

##### ii 結果に至るまでの経過

相談者の受講を実現するために公民館としてどのようなことができるのかを検討した。

##### iii 結果 (解決した内容)

相談者に対して、より丁寧に声掛けやアドバイスができるよう、講師の他にアシスタント (指導助手) をつけることとした。

また、公民館までの送迎について、相談者は、当初、タクシーや知人の好意に頼ると言っていたが、それでは、長続きしないだろうということで、話し合いを持ち、ボランティアに送迎を依頼することを提案した。

その後、公民館までの送迎はボランティアに依頼、公民館入口からは指導助手がついて 3 階の部屋に移動、そして、講座中は、丁寧に声掛けを行う、といった工夫で、相談者は公民館講座を続けることができています。

## 【事例2】

- 相談を受けた機関等  
市町教育委員会
  
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
難病（10代未満）
  
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
難病を患う子どもの小学校就学に向けて保護者から相談がなされた。  
難病のため、酸素濃縮器を常時使用し、運動制限、戸外遊びの制限など、他の児童と一緒に活動できないことがある。  
また、体調面では、夏場は脱水症状がみられたり、チアノーゼがでたり、鼻がつまると酸素が吸えなくなったりと、留意をしなければならない事項がある。  
さらに、薬の副作用で、血がとまらなくなるので注意が必要である。
  
  - ii 結果に至るまでの経過  
就学に向けて、保護者、医療機関、学校等と協議を行い、準備を進めている。  
また、幼稚園から聞き取りを行い、小学校に対して情報提供を行っている。
  
  - iii 結果（解決した内容）  
就学後に必要となる酸素濃縮器の設置等の準備を行っている。また、酸素ボンベの扱いなどについて協議している。

## 【事例3】

- 相談を受けた機関等  
市町教育委員会
  
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
発達障がい（10代未満）
  
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
発達障がいのため、自分の欲求を止められず、行動を切り替えることができない。教室に入れず、運動場や廊下などで興味を持ったことだけやり続ける。  
職員への抵抗が強くあり、注意をうけると危険な行為（金槌を持ち出し釘打ちをする、ブロック塀から降りる、階段の手すりを滑る等）を行う。このため、保護者から対応について相談がなされた。

ii 結果に至るまでの経過

この子どもに関わる大人との安定した関係が築け、その大人からの指示は聞き入れることができるようになることをめざして、対応策を検討した。

iii 結果（解決した内容）

子どもに対応する職員について、シフトを組むとともに、関わる人を限定することとした。また、教室以外の居場所を確保するようにした。また保護者と定期的に相談するとともに、医療機関の紹介や、特別支援学級への転籍の提案などを行った。

こうしたことにより、子どもの状況の改善をめざしている。

【事例4】

- 相談を受けた機関等  
市町障がい福祉担当課

- 障がいの種別（障がい者の年代）  
聴覚・言語障がい（50代）

○ 本事例の概要

i 障がい者（側）からの申出

市町の窓口において、読唇のためマスクを外してほしいこと、また、筆談してほしいことを声で伝えたところ、応じてもらえなかった、という意見が寄せられた。

ii 結果に至るまでの経過

窓口対応を行った者から状況把握を行ったところ、相談者が言われている内容がうまく聞きとれていなかったことが判明した。相談者の気持ちを伝え、今後の対応に生かすよう配慮の必要性について説明を行った。

iii 結果（解決した内容）

担当部署の長が相談者に謝罪した。今回のことを契機として、対応した職員だけでなく全職員に聴覚障害者への配慮を指導していくこと、聴覚障害者に対する窓口対応の質の向上を目指すと伝え、相談者から納得を得た。

## 【事例5】

○ 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

○ 障がいの種別（障がい者の年代）  
知的障がい（10代）

○ 本事例の概要

i 障がい者（側）からの申出

体育祭の取り組み期間において、特別支援学級在籍生徒の保護者より「娘が、みんな（交流学級生徒）と大縄跳びをしたいと言いました。何とか跳ばしてやりたいのですが・・・」という内容の相談があった。

ii 結果に至るまでの経過

（相談を受けた機関等の見解）

学校としては、当初は、安全面や本人の体力等に配慮し、交流学級の生徒を応援するかたちで参加させる予定であったが、この申し出を受け、本人の「やる気」を尊重する方向で、取り組みを進めることにした。

（対話の経過）

本人の気持ちや保護者の願いを担当が聞き取った。特に、本人については、昨年の大縄跳びの取り組みの時の様子とは、ずいぶん成長し、前向きな姿勢を示していたことを、特別支援学級担任と交流学級担任がつかんでいた。

iii 結果（解決した内容）

この取り組みを進めるには、交流学級の生徒の理解が大切と考え、話し合う機会（HR）を作り、特別支援学級担任らが指導に当たった。

「一緒に跳ぶことが大切」「今まで練習してきた成果の結果を出したい」など様々な意見が出たが、特別支援学級の生徒が1回目は一緒に跳び、2回目は跳ばず応援にまわることになった。

本番当日、本人は1回目をみんなと一生懸命に跳び、2回目は一生懸命に応援することができた。

## 【事例6】

○ 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

○ 障がいの種別（障がい者の年代）  
発達障がい（10代）

○ 本事例の概要

i 障がい者（側）からの申出

聴覚過敏のため、教員の大きな声や注意する言動によってパニックになるので配慮をしてほしい、また、聞こえてくる音量を調整するヘッドホンを着用したい、という内容の保護者からの申し出があった。

ii 結果に至るまでの経過

（相談を受けた機関等の見解）

合理的配慮が必要と判断した。

iii 結果（解決した内容）

学校としては、全体への生徒指導の場面では、大きな声を出すことは避けられないことなので、ヘッドホンの着用を認めた。集会等で注意を伴うような場合、その集会には参加させず、担任から内容を伝えるようにした。社会見学では、音楽の聴けるヘッドホンを着用して、音楽を聴くことを許可した。こうした、合理的配慮により、パニックになる場面が減り、他の生徒と行動をともにすることができるようになった。



●行政機関等に関わる相談事例等  
（「環境の整備」に関する相談事例等）

【事例7】

○ 相談を受けた機関等  
市町教育委員会

○ 障がいの種別（障がい者の年代）  
肢体不自由及び知的障がい（10代）

○ 本事例の概要

i 障がい者（側）からの申出

あるイベントが開催された時に、車いすを使用している者が参加するため、おもいやり駐車場の確保を求めたが、先約済で利用できないことが分かった。そこで、代替手段（一般駐車場を2台分確保等）を依頼したが対応してもらえなかった。

このため、遠方から歩いてイベント会場へ向かうことになった。

ii 結果に至るまでの経過

今後の対応策について、検討を行った。

iii 結果（解決した内容）

次のとおり、おもいやり駐車場の利用ルールを設けた。これにより、イベント会場への到着前に、おもいやり駐車場への駐車可否を確認し易くなった。

ア) おもいやり駐車場の利用予約受付

おもいやり駐車場の利用予約を受付ける際には、「おもいやり駐車場利用証」の番号を聞き、駐車の際は、「おもいやり駐車場利用証」を車内に掲げるよう依頼する（「おもいやり駐車場利用証」を持っていない場合は利用を断り、必要に応じて障がい福祉担当課を紹介する。）

イ) おもいやり駐車場が満車の場合

当日に一般駐車場に空きがあれば駐車スペースを確保する。なお、満車となった場合は、その状況を相手方に伝え、丁重に断る。

また、機械システムにより管理されている区画については、技術的に事前予約等による確保は難しい旨を事前に説明する。

ウ) 周知

以上のおもいやり駐車場の利用方法（予約方法）をホームページで周知する。

●事業者に関わる相談事例等  
（「不当な差別的取扱い」に関する相談事例等）

【事例 8】

- 相談を受けた機関等  
三重県健康福祉部障がい福祉課及び三重県障害者相談支援センター
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
視覚障がい（不明）
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
ある団体の一泊の宿泊旅行において、盲導犬を利用する視覚障がい者から参加の申込があったため、団体の事務局からホテル側に盲導犬同伴で宿泊できるか確認したところ、盲導犬の受け入れはできないので、盲導犬は車中泊させる等の対応が必要になるとの回答があった。  
この回答を受けて、団体の事務局から本人にその旨報告したところ、「納得できない。県で対応してもらえないはずだから頼んでほしい」旨の発言があった。  
そこで、団体の事務局から、三重県健康福祉部障がい福祉課及び三重県障害者相談支援センターに適切な対応を求める旨の申出がなされた。
  - ii 結果に至るまでの経過  
三重県健康福祉部障がい福祉課からホテルに電話をして盲導犬同伴での宿泊を断る事情を聞くとともに、盲導犬を含む補助犬に関しては、平成 14 年に身体障害者補助犬法が施行されており、その中で、不特定かつ多数の者が利用する施設においては補助犬の受け入れを拒むことができない旨の規定が設けられている等の説明を行った。
  - iii 結果（解決した内容）  
ホテルからは、盲導犬同伴での宿泊を受け入れる旨の回答がなされた。そして、ホテルとして、宿泊当日までに何か準備すべきことがあれば教えてほしいという申出がなされた。  
後日、三重県健康福祉部障がい福祉課から、ホテルに対して、啓発資料（補助犬啓発シール、啓発パンフレット「ほじょ犬もっと知って BOOK」）を送付し、理解促進を図った。  
また、この事例を通じて、宿泊施設における補助犬法や障害者差別解消法の合理的配慮に関する周知が不十分である状況が明らかになったことから、宿泊施設を所管する健康福祉部食品安全課と協議し、多くの宿泊施設が加入している関係団体に対し、二課の課長の連名で通知を發出し、会員となっている宿泊施設に対して、補助犬に対する正確な理解の周知を図るよう依頼した。

## 【事例9】

- 相談を受けた機関等  
市町の障害者相談支援センター
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
精神障がい（30代）
- 本事例の概要

- i 障がい者（側）からの申出

相談者は外国籍の人が多く住んでいるアパートで一人暮らしをしている。外国籍の入居者同士が各居室のベランダにて大声で会話をしており、相談者は睡眠不足に陥っていた。また、上の階の外国籍の住民が、頻繁にベランダでカーペットの埃を払い落としているため洗濯物を干せない。

この件について大家に相談したが、事実確認をしていないにもかかわらず本人に対して“病気のせいだ過敏になっているだけ、そんなに気になるなら引っ越せばよい”と言って対応しなかった。

- ii 結果に至るまでの経過

センター職員が大家と協議し、大家に対して、精神障がいの有無にかかわらず、契約時の重要事項説明書でいうところの迷惑行為に該当する可能性があるため事実確認をするように依頼した。また、外国人入居者が重要事項説明書の内容を理解できるように再度説明してもらいたいということも依頼した。

- iii 結果（解決した内容）

後日、本人から多少の改善があったとの報告あった。今後も希望があれば対応することを伝えた（その後、本人から対応を求める希望はなされていない）。

## 【事例 10】

### ○ 相談を受けた機関等

三重県障害者相談支援センターに相談があり、同センターから三重県健康福祉部障がい福祉課に相談内容が伝達された。

### ○ 障がいの種別（障がい者の年代）

精神障がい（不明）

### ○ 本事例の概要

#### i 障がい者（側）からの申出

統合失調症の息子が、賃貸住宅を借りようとして不動産屋において相談したところ、「精神障がいのある方は、保証会社の審査が通りません。」と言われ、借りることができなかった。

障害者差別解消法ができ、障がい者への差別が禁止されたと聞いているのに、このような対応をされ納得できない。このような申出があったということを、業界団体などに伝えて是正してもらうことはできないか。

#### ii 結果に至るまでの経過

住宅の賃貸借契約に関して規定する宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という）を所掌する県の部署は県土整備部建築開発課であるため、同課に相談内容を伝達し、対応について協議した。

#### iii 結果（解決した内容）

宅地建物取引業者が、賃貸物件への入居を希望する障がい者に対して、障がいがあることのみを理由に、賃貸人や家賃債務保証会社への交渉等、必要な調整を行うことなく媒介を断ることは、差別的取扱いにあたると思われる（「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」より）。

宅建業法を所管している、県土整備部建築開発課と協議のうえ、業界団体に対して、建築開発課長と障がい福祉課長の連名による周知依頼文書を発出し、会員業者に対して、障害者差別解消法の趣旨や国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の内容について周知し理解を得るよう依頼した。

## 【事例 11】

- 相談を受けた機関等  
バリアフリーを推進するNPO法人から、三重県の地域機関と三重県健康福祉部障がい福祉課に報告がなされた。
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
視覚障がい（60歳代）
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
県外から来県した視覚障がい者が、帰路につく前に、NPO法人から派遣されたガイドボランティアとともに、ATMを利用するため、駅前のコンビニに盲導犬を連れて入店しようとしたところ、入店を断られた（「食品等があるので衛生上お断りします」といわれた。）。  
その場で、視覚障がい者本人から、補助犬の説明をしたが、店側から入店を認めるという回答を得られなかった。  
列車の時間もあるため、入店を諦め、近くの銀行のATMを利用した。  
同日中に、この事案について、ガイドボランティアから、NPO法人に報告がなされた。
  - ii 結果に至るまでの経緯  
—
  - iii 結果（解決した内容）  
NPO法人のスタッフが補助犬の資料を持って店長に説明を実施した。店長は、コンビニ本社に確認をし、理解不足での対応だったとを認識した。また、当該コンビニでは、スタッフに対して、補助犬に対する正しい扱いについて周知がなされた。

●事業者に関わる相談事例等  
（「合理的配慮の提供」に関する相談事例等）

【事例 12】

- 相談を受けた機関等  
三重県障害者相談支援センター
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
肢体不自由（不明）

○ 本事例の概要

i 障がい者（側）からの申出

車椅子を利用している相談者は、目的の駅に向かうため、ある駅の構内で、鉄道会社の駅員から、目的の駅に向かうには、ホームに停車している普通電車を利用するようにいわれた。このとき、相談者の意向を聞かれることはなかった。

相談者は、少しでも早く目的の駅に行きたかったことから、この普通電車が最も早く目的の駅に着くか駅員に聞いたところ、区間快速電車の方が目的の駅には早く着くという答えがあった。そこで、区間快速電車に乗りたい旨の要望をした。

しかし、駅員と目的の駅との間での連絡がつかなかったため、相談者は、区間快速電車に乗車できず、普通電車を利用せざるを得なかった。

なぜ普通電車を案内したのか駅員に尋ねたところ「空いているから。」との答えであった。

相談者としては、相談者本人の意向を聞くことなく、駅員の判断で普通電車を案内されたが、普通電車の方が空いていて乗りやすいとしても、合理的配慮は本人の求めに応じて提供されるべきものであり、相談者本人の意向を聞いて対応してもらいたい。

ii 結果に至るまでの経過

三重県障害者相談支援センターから三重県健康福祉部障がい福祉課に相談内容の伝達と対応を依頼する旨の連絡がなされた。三重県健康福祉部障がい福祉課から、鉄道会社のお客様用窓口へ電話をし、相談者からの申出の内容を伝達し、対応をお願いした。

iii 結果（解決した内容）

後日、駅の責任者から、相談者に対して、次の内容の電話があった。相談者はこの回答に納得した。

- ・最初に区間快速があるということを伝えなかったのは、普通電車の方が空いているため、車いすでの利用がしやすく、安全であると思ったからであって、こちらの方が「良かれ」と考えたためである。

- ・しかし、勝手に鉄道会社側で決めるより、障がい者本人に選択肢を示して、本人に決めてもらうようにする必要があったと考えている。
- ・安全第一を前提としつつも、お客様の視点から対応する必要があり、今回の件を契機として、職員にも啓発を行う。

### 【事例 13】

- 相談を受けた機関等  
市町障がい福祉担当課
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
聴覚障がい（50代、60代、70歳以上）
- 本事例の概要
  - i 障がい者（側）からの申出  
中途失聴の聴覚障がいがあることから、事業者が主催する講演会において、手話通訳でなく要約筆記での情報提供を求めた。
  - ii 結果に至るまでの経過  
(事業者の見解)  
聴覚障がい者には、手話通訳者を配置し配慮を図っている。  
(相談を受けた機関等の見解)  
中途失聴の聴覚障がい者は、手話の習得が困難な場合があるため、要約筆記などでの情報提供が必要である。  
(対話の経過)  
事業者は、聴覚障がい者へは手話通訳で配慮していると考えていたが、当該障がい者からの申し出により中途失聴した場合は要約筆記が必要であるとの認識を持つことができた。
  - iii 結果（解決した内容）  
当該障がい者から本課へ連絡があり、本課から事業者へ中途失聴の聴覚障がい者への対応方法について説明し、理解を得ることができた。講演会の当日、会場に要約筆記者を配置し、要約筆記が見やすい席をあらかじめ確保するなどの配慮が図られた。

## ●その他の相談事例

### 【事例14】

- 相談を受けた機関等  
三重県健康福祉部障がい福祉課
- 障がいの種別（障がい者の年代）  
聴覚・言語障がい（不明）
- 本事例の概要

#### i 障がい者（側）からの申出

聴覚障がいの者同士で、手話を使いながら、遊技場で遊戯を楽しんでいたところ、隣で遊戯していた客にとっては手話が目障りであったようで、不機嫌になり、自分たちの悪口を言い始めた。そこで、遊戯場のスタッフに「注意してほしい」と依頼したが、何も対応してもらえず、隣で遊戯していた客ともめごとが続いた。このため、途中であったが、遊戯を止めてしまった。

遊戯場のスタッフは、相談者がトラブルを訴えても、何もしなかったが、これは障がい者に対する差別を容認することになるのではないか。

#### ii 結果に至るまでの経過

- ・ 三重県健康福祉部障がい福祉課に相談がなされたが、次のとおり、障害者差別解消法に基づいた対応はできない旨を説明した。

そもそも、相談の中に登場する隣で遊戯していた客は個人であって、障害者差別解消法の対象とはできない。

仮に、障害者差別解消法上の問題であるとしても、今回は、遊戯場を営んでいる事業者に、障害を理由とした不当な差別的取扱いを行った事実があるとはいえず、また、合理的配慮の提供については、その提供は法的義務として求められているものではない。

- ・ その後、相談者は、三重県障害者団体連合会に相談し、同会から三重県聴覚障害者支援センター（三重県聴覚障害者協会）に相談が伝えられた。そこで、三重県健康福祉部障がい福祉課と三重県聴覚障害者支援センター（三重県聴覚障害者協会）で、対応について協議した。

#### iii 結果（解決した内容）

後日、三重県聴覚障害者支援センター（三重県聴覚障害者協会）が、障害者差別解消法と三重県手話言語条例のチラシを持って、遊戯場を訪問し、障害者差別解消法と手話言語条例の従業員への周知を依頼した。また、遊戯場側に対して、今回のトラブルを直接伝えることはしないこととしたが、場内における個人同士のトラブルがあったときに遊技場として双方が納得できる対応について意見交換を行った。遊戯場側は従業員への周知に同意し、またこの対応に相談者も納得した。



## 【事例 15】

○ 相談を受けた機関等  
三重県健康福祉部障がい福祉課

○ 障がいの種別（障がい者の年代）  
肢体不自由（不明）

○ 本事例の概要

i. 障がい者（側）からの申出

身体障がいがあり、電動カーに乗っている。歩道にごみ置き場があるが、ごみ収集日にはネットを広げているので通れない。このことを、行政機関に訴えているが、解決されない。

ii 結果に至るまでの経過

障がい福祉課が、相談者が訴えを行っている行政機関から事情を聞いたところ、次のような状況であった。

ごみ処理場の設備の更新により、平成 28 年 4 月頃からプラスチックのごみも集まるようになり、ごみの量が増えているのは事実であり歩道上で邪魔になっている。

現在、自治会長もこのことを問題視しており、ごみ集積場の場所を変更するため、地主と交渉している。

iii 結果（解決した内容）

平成 28 年 12 月末に、自治会長等の努力によりゴミ集積場が移転され、歩道通行の妨げは無くなり問題は解決した。

市町における職員対応要領の策定、相談窓口、地域協議会の設置状況

|               | 平成28年<br>2月16日現在 | 平成28年<br>8月1日現在 | 平成28年<br>10月1日現在<br>※内閣府調査 | 平成29年<br>1月1日現在 | 平成29年<br>4月1日現在<br>※内閣府調査 | 平成29年<br>10月1日現在 | 平成30年<br>4月1日現在<br>※内閣府調査 |
|---------------|------------------|-----------------|----------------------------|-----------------|---------------------------|------------------|---------------------------|
| 職員対応<br>要領の策定 | 策定済              | 1               | 19                         | 20              | 21                        | 27               | 28                        |
|               | 策定予定             | 18              | 4                          | 6               | 4                         | 2                | 1                         |
|               | 未定               | 10              | 6                          | 3               | 4                         |                  |                           |
|               | 予定なし             |                 |                            |                 |                           |                  |                           |
| 相談窓口<br>の設置   | 設置済              | 1               | 23                         |                 | 26                        | 29               | 29                        |
|               | 設置予定             | 18              |                            |                 | 1                         |                  |                           |
|               | 未定               | 10              | 6                          |                 | 2                         |                  |                           |
|               | 予定なし             |                 |                            |                 |                           |                  |                           |
| 地域協議会<br>の設置  | 設置済              |                 | 5                          | 6               | 6                         | 13               | 16                        |
|               | 設置予定             | 8               | 3                          | 3               | 6                         | 6                | 2                         |
|               | 未定               | 20              | 21                         | 18              | 17                        | 10               | 11                        |
|               | 予定なし             | 1               |                            | 2               |                           |                  |                           |

今回の調査結果（平成30年4月1日現在）

職員対応要領の策定…策定済96.6%

地域協議会の設置……設置済55.2%（津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町）

[相談窓口の設置……設置済100%]